

資料 1-1	事務局定例報告[省略]
資料 1-2	新規入会者一覧(2011年2月17日まで)[省略]
資料 1-3	連絡のつかない正会員(2011年2月18日現在)[省略]
資料 1-4	定款第8条8号に基づく資格喪失者[省略]
資料 2-1	定款第21条3項3号に基づく報告書(2011年1月17日付)
資料 2-2	JAniCA 平成22年度決算の試算(2011年2月19日時点)[省略]
資料 2-3	総会式次第(案)[省略]
資料 3	JAniCA の支払いに関する分類(2010年4月10日理事会決議事項)

【出席者】**理事・監事：**

出席：ヤマサキ、井上、杉野、高林、ふくだ、桶田（全6名、成立）

欠席：吉田

運営委員：なし**オブザーバー：**

会 員：笹木信作さん（無料正会員）、森田宏幸さん（正会員）

非会員：池添徳明さん（フリージャーナリスト）、畑中央さん（制作）

1 【報告】事務局定例報告（資料1）

- ① 資料1-1記載のとおり
- ② 芦田前代表理事、宇田川前副代表理事および神村前副代表理事に対して、理事会名による総会への出席依頼を2月11日に送付した。本日までのところ、回答はない。
- ③ 会則のうち、一般社団法人への移行に伴い改められた箇所と、なお効力を有する箇所の2つの区分が明確に分かる形で、ホームページに告知・掲示を行う。
- ④ 文芸美術国民健康保険組合より、同組合の評議会について、副代表辞任後も評議員を務めていただいている宇田川会員が出席していないとの連絡があった。評議会への出席は加盟団体の義務である。総会以降、速やかに代替りの評議員を選任する必要がある。

【決議】新規入会承認（賛成6、反対0）

結論：資料1-2記載の各新規入会者について、申込日をもって入会を認める。

【決議】定款第8条8号に基づく資格喪失（賛成6、反対0）

結論：資料1-3記載のうち、本日理事会出席者を通じて連絡のつく者を除いた資料1-4記載の78名について、定款第8条8号に基づき、本日をもって会員資格を喪失したものとする。

ただし、

- i) 本日以降、再度連絡が取れた場合には本人の意向を確認し、希望があれば速やかに会員資格を回復させる
- ii) ホームページにおいて、資格喪失処理を行ったので、心当たりの方は連絡をとるようにとの告知を行うものとする。

2 【報告】『経産省人材育成事業「制作工程分析検討委員会」について

- ① 井上理事が、個人としての資格で参加。
- ② 2月15日の第3回会議に参加。
- ③ 3月4日開催のシンポジウムにも出席予定。

- 3 【報告】若手アニメーター育成プロジェクト・進捗報告
- ① 2月24日(木)に完成披露試写会を開催
 - ② 3月5日(土)より上映会実施
 - ③ 3月5日(土)から毎日放送で放送予定
 - ④ 育成検討委員会の開催状況など
- 4 【報告】文化庁：メディア芸術コンソーシアム構築事業
- ① 桶田監事が、個人としての資格で参加。
 - ② アニメーションワーキンググループの開催状況
- 5 【検討】代表的な3大通信キャリアの迷惑メール設定についてのアナウンス文配信
【決議】ホームページでの告知（賛成6、反対0）
結論：JAniCA ホームページで告知する。
- 6 【検討】新人動画オリエンテーション開催可否
2月27日(日)総会后、最初の理事会で実施について確認する。
- 7 【検討】2月27日 JAniCA 総会に向けての計画策定（資料2）
- ① 議長
【決議】現執行部として推薦する議長（賛成6、反対0）
結論：ヤマサキ代表理事を議長とする旨を提案する。
 - ② 議案
【決議】議案（賛成6、反対0）
結論：資料2-3記載のとおりとし、資料2-1および2-2を添付する。
 - ③ 総会運営
【決議】総会運営（賛成6、反対0）
結論：以下各記載のとおりとする。
 - ① 議題毎の時間厳守、議論が途中で次の議題に移る。
 - ② 報告事項終了時に休憩とし、決議事項が始まり次第、議場を閉鎖し、それ以降の参加は認めない。この点について、会員通信で告知する。
 - ③ 2月20日(日)の締切を過ぎて提出された委任状は、別途理事会の承認を得ない限り、内規に則り効力を有しないものとする。
 - ④ 正会員、無料正会員、業界会員および準会員以外の者は、会場への立入を認めない。
 - ⑤ 総会の取材は、事前に書面による申込みをいただき、承認された者に限ることとする。
 - ⑥ なみき無料正会員の除名等については、総会終了後、最初の理事会で検討することとし、今回の総会では取り扱わないこととする。
 - ⑦ 決議の方法については、別途費用を支給して、バーコードの利用などによる円滑な決議が可能なシステムを大坪事務局長に開発していただく。

8 【検討】 JAniGA 内時給の作成（資料3）

【決議】 内規の作成（賛成6、反対0）

結論：資料3、種別c. スポット業務について、既に議決された日当1万円のルールを内規という形で明文化する。

10 【報告】 JAniGA 新聞の件

【決議】 新聞の費用と編集の独立（賛成6、反対0）

結論：印刷費用・送付費用などの実費については、JAniGA の広報費用として会計から支出すること、費用負担に関わらず編集の独立を最大限尊重し、内容に干渉しないことを明記した内規を作成する。

11 【検討】 アニメーター10 戒（案）

2月27日（日）総会后、最初の理事会で実施について確認する。

12 次回日程

3月19日（土）13時から。

以上

平成23年1月17日(月)

一般社団法人日本アニメーター・演出協会
会員各位

一般社団法人日本アニメーター・演出協会
監事・弁護士 桶田 大介

前略 当職は、定款第21条3項3号に基づき、一般社団法人日本アニメーター・演出協会（以下「JAniCA」といいます。）の会員各位に対し、次のとおりご報告します。

【報告の概要】

芦田豊雄氏および宇田川一彦氏らが、JAniCA 理事会の決議に反し、文化庁に対して若手アニメーター育成プロジェクトの取りやめを重ねて申し入れた件

【不正の事実として、役員・会員の除名事由にあたる行為】

- 1 芦田豊雄代表理事および宇田川一彦理事は、平成22年5月26日、関係者2名と計4名で文化庁を訪問し、文化庁に対し、JAniCA がこの度採択を受けた文化庁の平成22年度若手アニメーター等人材育成事業（以下「若手アニメーター育成プロジェクト」といいます。）について、これを辞退したい旨を申し入れた。
- 2 芦田豊雄代表理事は、平成22年5月31日、今度は関係者1名と計2名で再度、文化庁を訪問し、再び若手アニメーター育成プロジェクトを辞退したい旨を申し入れた。

【上記各行為が役員・会員の除名事由にあたる理由】

- 1 職務上の義務違反等（理事会の決議によらない業務執行の決定）
- 2 JAniCA の名誉に反し、JAniCA の目的を害する行為であること

【事実経緯等】

- 1 平成22年5月31日の文化庁との面談内容

当職は、平成22年5月31日18時、本プロジェクト事務局のプロジェクトマネージャ・JAniCA理事である神村幸子並びに本プロジェクト事務局及びJAniCAの事務局長である大坪英之ら2名と共に、本事業を担当される文化庁芸術文化課支援推進室を訪問しました。訪問目的は、翌日に控えた本プロジェクトの受託制作を希望して応募された応募社の選定作業に関する最終確認のための打合せでした。なお、当職は平成21年8月よりロンドン大学に留学中のため、打合せのためには基本的に帰国をしなければならない関係で、前回の打合せは同年5月10日であり、その間の連絡調整は全てメール及び電話等により行っていました。

打合せ冒頭、当職らが予め準備した資料を配付する前に、文化庁のご担当者様より、「資料を広げる前に、予め話しておかなければならないことがある」との発言がありました。そこで、お話を拝聴すると、大要以下のとおりでした。

- ① 平成22年5月下旬、芦田前代表理事より、関係者を通じて、面談の申し入れがあった。
- ② 文化庁としては、事業受託団体の代表者からの要請ということもあり、従前の接触はなかったが、表敬訪問としてこれを了解し、同月26日に面談が行われた（以下「26日面談」という。）。
- ③ 26日面談には、芦田前代表理事、宇田川前理事、奥田運営委員及び新藤運営委員の計4名が来訪した。
- ④ 26日面談で、債務者は、文化庁に対し、種々の申し入れをしたものの、その要旨は「JAniCAが採択を受けた本事業を白紙に戻したい」とのことであった。なお、その理由について特段の合理的説明はなされなかった。
- ⑤ その後、芦田前代表理事は、文化庁に対し、再度面談の申し入れを行い、同月31日、2回目の面談が行われた（以下「31日面談」という。）。
- ⑥ 31日面談には、芦田前代表理事及び新藤運営委員の計2名が来訪した。
- ⑦ 31日面談で、芦田前代表理事は、文化庁に対し本事業を辞退したい旨の申し入れを行った。
- ⑧ 更に、芦田前代表理事は、文化庁に対し、辞退の意思表示として、自らの個人印又はそれに類する印を押印した書面を交付しようとした。
- ⑨ 文化庁は、「自ら受託を希望した事業が実施されてから、一転してこれを辞退したいということは全く理解できない」等として、同書面の受領を拒み、結局同書面は、芦田前代表理事が再度これを持ち帰ることとなった。
- ⑩ ⑨の際、文化庁は「一端受託して開始された事業をこの段階で辞退するということとはあり得ない。そのようなことをした場合、JAniCAが今後、同庁の公共事業一切を受託できなくなることはもちろん、他省庁との事業を行うことも基本的に不可能となる。それだけでなく、本事業は今年度における文化庁事業の目玉の1つでもある。それが、このような形で終わるようなことがあれば、今後、国としてアニメーション制作の現場に予算を出した取り組みを行うことは不可能となるであろう」等と述べた。
- ⑪ 更に、同日、本事業における選定評価委員1名が、芦田前代表理事らとは別に文化庁を訪問された。
- ⑫ 同委員は、「本事業の意義を感じ、選定評価委員として協力させていただくこととしていたが、芦田前代表理事らからJAniCAは本事業を辞退する旨の申し入れがあった。状況が混乱している中、本事業にご協力することは難しい。大変遺憾であるが、状況が整理されるまでの間、ご協力を見合わせさせていただきたい」等と述べた。
- ⑬ この問題はJAniCA内部の問題であると認識しているが、これが解決されない限り、本事業を前へと進めることはできない。大変遺憾であるが、同年6月1日に予定されていた選定評価委員会の開催は延期せざるを得ない。
- ⑭ 本事業は、今年度事業の目玉の1つであり、万一にもこのような形で終わることは許されない。何とか早急に事態を収拾し、再度事業を軌道に戻すよう尽力されたい。

当職らは、文化庁に対し、心からの謝罪を申し述べた上、平成22年6月6日に開催される理事会及び社員総会において事態の收拾を図りたいと述べ、文化庁を退庁しました。

2 本事業の意味と芦田前代表理事の違法行為の重大性

本事業は、国がアニメーション制作という分野に対し、正面から取り組んだ初の試みであり、同分野では異例とも言える単年度で2億1450万円の総事業費をかけた大規模公的支援事業です。アニメーションは、知的財産推進計画においても重要事項の1つとして取り上げられているほどの経済・文化両面における最重要事項です。しかるに、華やかなイメージと裏腹に、アニメーション制作の現場は多重下請構造と20代アニメーターの平均収入が年間110万円という極めて劣悪な労働環境が長年継続したことにより、疲弊の一言に尽きる状況です。本事業は、そのような状況の改善を図るべく企画された起死回生の一手として、文化庁のみならず、広く業界関係者らの期待を一身に担った事業です。

芦田前代表理事の上記行為は、単にJAniCA内部の定款に反する違法行為であるというに留まらず、およそ組織の代表者として、組織内部の規定及び意思決定のプロセスを完全に無視し、いったん組織として引き受け、第三者の関与を得て開始された事業をあとから中断させようとする極めて無責任きわまりない行為といわざるを得ません。芦田前代表理事らがこのような行為に走った背景には、本事業の趣旨に対する基本的無理解に起因し、更にJAniCA内部における人間関係のもつれ等が関与しているものと推測されます。しかし、例えいかなる事情があろうとも、このような行為は許されるものではありません。

更に、本事業がこのような形で終わるようなことがあれば、およそ国としてアニメーション制作の現場に予算を投下してその改善を図ることは当面の間、できなくなり、その間に十分な技能・経験を有する世代が引退することで、アニメーション制作の現場における技能継承は致命的な損害を受けることとなります。その意味でも、係る状況は許されないものであったと言わざるを得ません。

【備考】

- 1 当職は、芦田豊雄代表理事によるJAniCAおよび本事業へのこれ以上の詐害行為を防止するため、平成22年6月2日、東京地方裁判所に対し、理事の行為差止めの仮処分を申立て、受理されました（東京地方裁判所平成22年（ヨ）第1844号）。同申立てが認められた場合（決定）の効果は、芦田豊雄代表理事の文化庁に対する本事業の辞退の法的効力を失わせるにとどまり、決定に基づき、芦田豊雄代表理事に損害賠償責任その他の法的責任が生じることはありません。

なお、同申立は同月7日に取り下げ、既に終了しております。

- 2 芦田前代表理事は、神村前理事と共に、平成22年6月6日の総会前に開催された理事会において辞任勧告を受け、宇田川前理事を加えた3名は、同総会開会前、自ら辞任されました。

やむを得ず職務により、ご報告申し上げます。

以上

JAniCAの支払いに関する分類

